総務文教常任委員会委員長報告

去る6月8日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案2件及び請願1件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下、審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和4年6月9日(木)
- 2 場 所委員会室2
- 3 出席委員 中村洋子、金森すみ子、岡村有正、保角美代、 大嶋達 巳、加藤勝明、日高英城
- 4 審査結果
 - 「議案第24号」北本市税条例等の一部改正については、挙手全員により原 案のとおり可決すべきものと決定しました。
 - 「議案第25号」特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり 可決すべきものと決定しました。
 - 「議請第3号」公共施設の整備(補修・修繕)に関する請願については、 挙手全員により採択すべきものと決定しました。

◎「議案第24号」について

(1)「住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)に関する改正内容と、直近の対象者数及び対象額の推移について」質疑したところ、「令和3年末の入居分で終了する住宅ローン控除について、令和4年以降の入居分にも延長するもので、令和4年から令和7年までの入居者に適用されます。限度額については、所得税の課税総所得金額等の7%が控除限度額であったものが今

回5%として延長されます。対象者数及び対象額の推移については、令和3年は1,337人、控除額6,346万7,000円で、令和4年は1,416人、控除額6,706万7,000円となっています」との答弁がありました。

(2)「固定資産税関係のDV被害者等の支援措置の明確化について、現状ではどのような形で証明書関係での支援をされているのか」と質疑したところ、「現状では、DV被害者等の支援措置を受けている方については、課税証明等を取る場合において、住民基本台帳事務に係る支援措置ということで、住民基本台帳法により対応しています。システム上で対象者が認識できるよう表示されますので、その場合には、本人以外に発行しないこととしており、今後も同様の対応を続けていきます」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第25号」について

(1)「子どもの権利擁護委員の報酬を月額20万4,000円とした根拠及び勤務体制について」質疑したところ、「報酬については、既に子どもの権利に関する条例を施行・運用している先進自治体を参考にして、北本市いじめ問題再調査委員会委員長の報酬を基に算出しています。参考としたのは、川西市24万円、札幌市29万円、北本市いじめ問題再調査委員会委員長の報酬日額2万400円です。会議・打合せ、相談・救済業務、啓発業務を担っていただくことから、普及啓発についての資料の監修や、救済に当たっての専門資料の閲覧など、来庁せずに行える業務もありますので、1か月平均10回の実働を想定して20万4,000円としました」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議請第3号」について

本請願審査では、紹介議員を招請し審査を行いました。

はじめに、紹介議員から請願趣旨の説明を受けた後、質疑・答弁がありま

したので、その内容について主なものを申し上げます。

- (1)「中丸公民館のガラス屋根で雨漏りが起きているということだが、どのような対応を行ってきたのか、抜本的な修理はしてこなかったのか」と質疑したところ、「5月末に大雨が降った際に、現場は雨漏り対策でバケツや雑巾を置いて対応している状況でした。請願人からは、この5、6年はとにかくひどい状況で、業者等に修理できるところはお願いしてきたということで、以前から雨漏りへの対応をしてきていますが、中丸公民館の建設以降30年以上にわたり大きな改修はなかったと認識しています」との答弁がありました。
- (2) 「中丸公民館より前に造られた様々な施設が劣化し修繕等が必要な状況にあるため、速やかな対策を求めても、限られた予算の中では優先順位等で遅れることもあることについてどう考えているか」と質疑したところ、

「公共施設マネジメント実施計画では、状況分析はよくできていますが、それに基づいて実際にどのようにしていくのかという部分に関しては少し物足りなさを感じています。公共施設の整備に関しては、順序が逆になろうが必要なところには必要な措置をするということが重要だと考えています」との答弁がありました。

本請願に対して、賛成の討論が5件ありました。

以上、報告いたします。

令和4年6月24日

総務文教常任委員会委員長 日 高 英 城

北本市議会議長 工 藤 日出夫 様